

# 視 察 報 告 書

報告者氏名： 青木 秀介

委員会名 ： 都市整備常任委員会

会 派 名：自由民主党

期 間：平成29年 10月23日（月）～ 10月25日（水）

視察都市等及び視察項目：

吹田市 ・吹田サッカースタジアムの運営とスタジアムを利用した地域活性化の取り組みについて

大阪市 ・大阪城公園パークマネジメント事業について

熊本市 ・災害復旧の取り組みについて

所感等 ：（吹田市）

万博記念公園内の記念競技場の老朽化が進んでおり、収容人数が国際サッカー連盟の規格を備えていないなどの理由により、2009年より新スタジアム建設の検討に入った。新スタジアムについては、収容人数32,000人、全面屋根付き、屋根にはソーラーパネル装備、建設推定金額140億円という方針により事業がスタートした。事業主体は、ガンバ大阪が中心となって「スタジアム建設募金団体」を設立し、700社以上の企業と3万人以上の個人そして各種助成金・補助金をもって建設資金を捻出する。

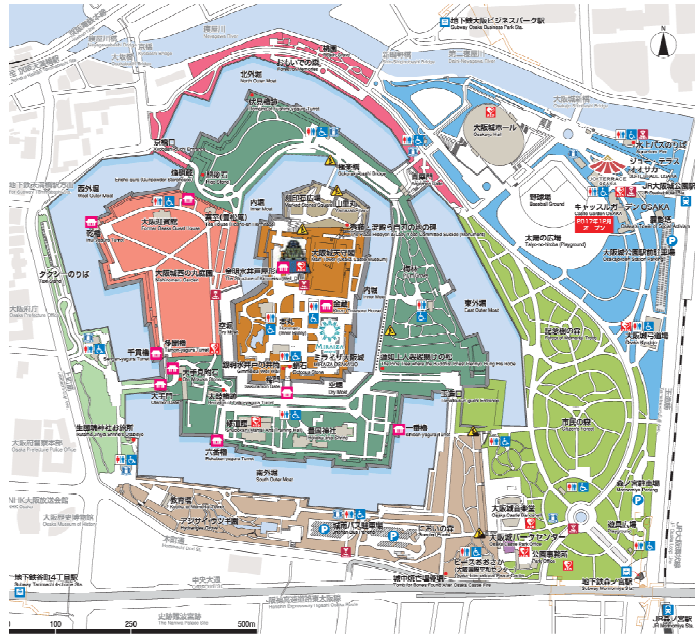


そして、完成後、吹田市が物納という形で寄付を受ける。その為、「スタジアム建設募金団体」の固定資産税負担はない、また、寄付を受けた吹田市も将来の修繕費やワールドカップ招致にかかる座席数4万人の増改築費等は、当施設の指定管理者である(株)ガンバ大阪が約48年間という長期の契約により支払う約束である。都市整備常任委員会の視察先として選定した理由は、公共施設を民間資金により建設をして、完成後も指定管理者に委ねることにより、公共がタダで公共施設を取得した。というところに注目したからで、パナソニックの本拠地であり、Jリーグの有名チームでもあるガンバ大阪というところが、この事業を成功させるカギであったと思う。本市においても、DeNAベイスターズのサブホームグラウンドとして、今後の横須賀スタジアム運営管理更新の際には役立てたい。



## (大阪市)

本事業の経緯として、平成24年12月に策定された『大阪都市魅力創造戦略』の中で、大阪城公園を重点エリアとして柔軟で活力に満ちたアイデアのある民間事業者を選定し、国際的な観光拠点として更なる磨きをかけるために、総合的に管理するPMO (Park Management Organization) 事業を導入に至ったとのこと。特徴としては、次の3点が挙げられる。①PMO事業者による事業収益を大阪城公園全体の管理運営に還元し、一体的マネージメントにより維持管理し、大阪市からの代行料に依らない運営を行う。②民間事業者のメリットを活かした、PMO事業者による魅力向上事業における利用者サービスの向上。③収益が上がった場合は、その収益の一部を大阪市に納入させる。事前事業提案募集から1年半の選定期間を設け、「大阪城パークマネジメント共同事業体」に決定をした。構成としては、(株)電通・読売テレビ放送(株)・大和ハウス工業(株)・大和リース(株)・(株)NTTファシリティーズ。本市においても「長井海の手公園ソレイユの丘」として平成17年4月に開園をしているが、PFI事業により運営が始まり10年が経っている。現在は、指定管理者として西武造園を初めとする企業体で管理運営をしているが、管理者が現行事業者に代わってから入園者も増加している。特に、今年からオートキャンプ場がオープンして宿泊が可能になり、来場者の範囲も広がっていると聞いている。今後も、新たなる新規来場者の開発や施設の更なる整備に対して、様々な指摘をしていき市民の皆さんに喜んでもらいたいと思うとともに、「あのソレイユの丘って、横須賀市にあるの?」といわれたいよう務めていきたい。



(熊本市)

平成28年4月14日21時26分 マグニチュード6.5 震度7 後の前震、同年同月16日1時25分 マグニチュード7.3 震度7 後の本震、ほか余震4,347回。(人的被害) 死者72人 重傷者750人 (住宅被害) 全壊 5,746棟 大規模半壊 8,923棟 半壊 38,433棟 一部損壊 79,046棟 合計132,148棟

震災後の道路通行止め状況として、市内全体で200箇所うち幹線道路44箇所その他市道156箇所。内容としては、路面の陥没ひび割れ、亀裂陥没、凹凸、法面の崩落、液状化による電柱の沈下などである。通行止めの橋梁19橋、使用可能な損傷橋416橋、合計435橋。

4月14・16日ともに発災後速やかにパトロールを行い、①被害状況の把握②応急措置③通行規制④関係機関への情報提供を実施。4月26日社団法人PC建設業協会に点検要請(橋長15m以上のコンクリート橋)翌27日社団法人建設コンサルタンツ協会に点検要請(鋼橋と15m以下の重要橋)5月19日社団法人熊本県測量設計コンサルタンツ協会へ点検要請(横断歩道橋等)を依頼して、4月16日から8月末日まで被害箇所の応急復旧工事を行い、完了しだい規制を解除した。

課題として、①被害箇所が多く、市役所内部での情報錯綜や地元建設業者やコンサルタントへの依頼の重複。②復旧作業を行った業者等との契約手続きにおいて、業者の資格、随意契約の適用理由等の調整に時間を要した。③災害査定になれていない職員、または受諾業者が、査定に必要な調査根拠を得ないまま、復旧工事を行った。④被害箇所の早急な復旧のために随時本復旧工事を発注したが、業者が確保できず入札不調が続いた。

以上の課題に対して、次に挙げる対応が必要であると結論に至った。①市役所が管理する各道路施設に対し、災害時の対応依頼先を事前に整理しておく②異常時点検、災害復旧作業にかかる業者の選定や、契約手法の明確化③災害査定に関する手続きや成果レベルの共有④復旧工事等の契約に関する緩和措置等について関係部署と調整が必要の4項目であった。現在、上記を含むマニュアル作成を検討すべく、関係部署、各団体との調整中とのこと。



本市においても、必ず来るであろう大震災に対して、既に地震災害対策計画・風水害対策計画・都市災害対策計画・原子力災害対策計画の 4 つの地域防災計画を策定しており、順次改定作業を行っている。先日も、根岸小学校学区の町内の皆さんの震災時避難所訓練を見学させていただいた。今後、いつ訪れるかもしれない大災害に対して、自分自身のアンテナを高くして情報を入手し、計画改定の際には意見を述べていきたい。